

平成 29 年 第 6 回

# 柳川市農業委員会総会議事録

平成 29 年 6 月 12 日

柳川市農業委員会

## 第 6 回 柳 川 市 農 業 委 員 会 総 会 議 事 録

日 時 平成29年 6 月12日 午後 2 時～午後 2 時39分

場 所 大和庁舎 大会議室

出 欠 者 出席者 34名 欠席者 3名

議 題 議案第31号

1. 農地法第 3 条の規定による許可申請について

議案第32号

1. 農地法第 4 条の規定による許可申請について

議案第33号

1. 農地法第 5 条の規定による許可申請について

議案第34号

1. 農地移動適正化あっせん委員の指名について

議案第35号

1. 柳川市農用地利用集積計画について

報 告

1. 農地法第18条第 6 項の規定による通知について

2. 農地の使用貸借権設定解約届出について

出席委員（34名）

1番	龍	光	義	2番	藤	吉	篤三郎		
3番	猿	渡	昭	光	4番	松	藤	正	之
5番	田	中	雅	美	6番	龍	繁	樹	
8番	小	宮	カヲル	9番	山	田	善	治	
10番	高	田	一	利	11番	乘	富	日登士	
12番	梅	崎	和	弘	13番	椛	島	練	二
14番	高	田	學	15番	大	淵	秀	樹	
16番	梅	崎	武	秀	17番	田	中	政	寛
18番	野	口	秀	一	19番	太	田	英	介
20番	樽	見	哲	也	21番	三小	田	由	勝
22番	江	崎	保	夫	24番	松	藤	一	利
25番	津	村	利	正	26番	大	津	敏	男
27番	松	藤	政	義	28番	櫻	木	利	和
29番	田	中	満	義	30番	久	保	泰	道
31番	與	田	義	之	32番	三	浦	榮	一
33番	藤	丸	正	勝	34番	島	添	茂	樹
35番	鶴	田	信	行	37番	新	開	延	孝

欠席委員（3名）

7番	堤	保	久	23番	松	藤	和	彦
36番	吉	開	健					

本会議に出席した事務局職員

事務局長 石川 時宗

事務局次長 森田 由猪佳

事務局職員 田中 道博

## 午後 2 時 開会

### ○事務局長（石川時宗君）

それでは、定刻になりましたので、総会を始めさせていただきます。

起立、礼、着席願います。

本日は新開会長が出席でございます。したがって、柳川市農業委員会会議規則第 4 条の規定によりまして、会長が議長となっておりますので、最後まで皆さんの御協力をよろしくお願いいたします。

それでは新開会長、お願いします。

### ○議長（新開延孝君）

皆さんこんにちは。私事ではございますが、このたびは私の病氣療養中は、委員の皆様方に多大な御迷惑をおかけしましたことに対しまして、深くおわびを申し上げます。

また、その間、三小田副会長にはいろいろな面でお世話をいただき、この場をおかりいたしまして、厚く御礼を申し上げます。これから先も、委員の皆様方の御協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。簡単ではございますが、挨拶にかえさせていただきます。

それでは、議案のほうに移らせていただきます。

本日の出席委員は34名、定足数であります。よって、ただいまから平成29年第 6 回柳川市農業委員会の総会を開会いたします。

事務局より議案の朗読をお願いします。

### ○事務局（田中道博君）

皆さんこんにちは。座りまして議案を朗読させていただきます。

---

平成29年

## 第 6 回柳川市農業委員会総会議案

### 議案第31号

1. 農地法第 3 条の規定による許可申請について

### 議案第32号

1. 農地法第 4 条の規定による許可申請について

### 議案第33号

1. 農地法第 5 条の規定による許可申請について

議案第34号

1. 農地移動適正化あっせん委員の指名について

議案第35号

1. 柳川市農用地利用集積計画について

報 告

1. 農地法第18条第6項の規定による通知について
2. 農地の使用貸借権設定解約届出について

その他

平成29年6月12日提出

柳川市農業委員会会長 新 開 延 孝

---

○議長（新開延孝君）

今回提案しております案件は、議案第31号から議案第35号までの5件と報告2件であります。

本日の議事録署名委員に、10番高田一利委員、27番松藤政義委員を指名いたします。

早速、議案の審議に入ります。

議案第31号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局より議案の朗読並びに説明をお願いします。

○事務局（田中道博君）

---

議案第31号

1. 農地法第3条の規定による許可申請について

下記農地を双方合意の上、所有権（賃借権）を移転（設定）したく農地法第3条の規定による許可申請があったので、承認方法施行令第3条の規定に基づき付議する。

---

申請番号1番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積925平米、自作。譲受人、〇〇。世帯員、総員4名、稼働員2名。所有面積150アール、耕作面積47アール。移転理由、経営拡大。譲渡人、〇〇。世帯員、総員1名、稼働員ゼロ名。所有面積9アール、耕作面積9アール。移転理由、離農。契約種類、売買。

申請番号2番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積213平米外1筆、合計1,288平米。自作。譲受人、〇〇。世帯員、総員7名、稼働員1名。所有面積170アール、耕作面積204アール。移転理由、経営拡大。譲渡人、〇〇。世帯員、総員1名、稼働員ゼロ名。所有面積12アール、耕作面積12アール。移転理由、離農。契約種類、売買。

申請番号3番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積668平米外1筆、合計1,168平米。自作。譲受人、〇〇。世帯員、総員2名、稼働員1名。所有面積163アール、耕作面積559アール。移転理由、経営拡大。譲渡人、〇〇。世帯員、総員1名、稼働員ゼロ名。所有面積11アール、耕作面積11アール。移転理由、離農。契約種類、売買。

申請番号4番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積13平米外1筆、合計43平米。自作。譲受人、〇〇。世帯員、総員3名、稼働員1名。所有面積88アール、耕作面積44アール。移転理由、経営拡大。譲渡人、〇〇。世帯員、総員1名、稼働員1名。所有面積189アール、耕作面積330アール。移転理由、経営縮小。契約種類、贈与。

申請番号5番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積2,954平米外1筆、合計4,417平米。自作。譲受人、〇〇。世帯員、総員6名、稼働員2名。所有面積353アール、耕作面積1,410アール。移転理由、借り受け。譲渡人、〇〇。同一世帯。移転理由、子へ貸し付け。契約種類、使用貸借権の設定。

以上です。

#### ○事務局次長（森田由猪佳君）

それでは、3条について補足説明を行います。

申請番号1番は、〇〇さんが離農のため、経営拡大を希望する〇〇さんへの所有権移転・売買の申請であります。代金は〇〇円。

申請番号2番は、〇〇さんが離農のため、経営拡大を希望する〇〇さんへの所有権移転・売買の申請であります。代金は〇〇円。

申請番号3番は、〇〇さんが離農のため、経営拡大を希望する〇〇さんへの所有権移転・売買の申請であります。代金は〇〇円。

申請番号4番は、〇〇さんが経営縮小のため、経営拡大を希望する〇〇さんへの所有権移転・贈与の申請であります。

申請番号5番は、〇〇さんが子へ貸し付けのため、親から借受する〇〇さんへの使用貸借権の設定をするための申請であります。

申請番号1番から5番は、議案書にありますとおり農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

以上です。

○議長（新開延孝君）

事務局より議案の朗読並びに説明が終わりました。

議案第31号について御意見、御質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新開延孝君）

お諮りいたします。御意見、御質問なしと認め、採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新開延孝君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案を承認することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（新開延孝君）

全員賛成であります。よって、議案第31号については提案どおり承認することに決定いたしました。

次は、議案第32号 農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局より議案の朗読並びに説明をお願いします。

○事務局（田中道博君）

---

議案第32号

1. 農地法第4条の規定による許可申請について

下記農地を農地以外の目的に供するため、農地法第4条の規定による許可申請があったので承認方法施行令第7条の規定により付議する。

---

こちらにつきましては、別紙4条申請箇所図を一緒にごらんください。

申請番号1番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積117平米外2筆、合計790平米。申請人、



〇〇。転用目的、ノリ資材置き場・通路・駐車場。所要面積790平米。立地条件、東・田（申請人）、用悪水路、西・宅地、田（申請人）、南・用悪水路、宅地、北・田（承諾あり）、用悪水路。転用詳細、ノリ資材置き場・通路・駐車場建設のため。

**○事務局次長（森田由猪佳君）**

それでは、4条について補足説明を行います。

申請番号1番は、〇〇さんが申請地にノリ資材置き場・通路・駐車場を建設するための申請であります。場所は別紙箇所図の1番です。

農地法に基づく農地転用許可の検討事項について説明します。

申請番号1番の農地の区分は、おおむね10ヘクタール以上の一団の農地であり、第1種農地と判断します。第1種農地は原則不許可ですが、本件は集落接続として設置されるものであるため、転用目的は問題ないと考えます。

以上です。

**○議長（新開延孝君）**

事務局より議案の朗読並びに説明が終わりました。

議案第32号について御意見、御質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（新開延孝君）**

お諮りいたします。御意見、御質問なしと認め、採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（新開延孝君）**

御異議なしと認め、採決いたします。

本案を承認することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

**○議長（新開延孝君）**

賛成全員であります。よって、議案第32号については提案どおり承認することに決定いたしました。

次は、議案第33号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局より議案の朗読並びに説明をお願いします。

## ○事務局（田中道博君）

---

### 議案第33号

#### 1. 農地法第5条の規定による許可申請について

下記農地を農地以外の目的に供するため、所有権（賃借権）を移転（設定）したく、農地法第5条の規定による許可申請があったので、承認方同法施行令第15条の規定により付議する。

---

こちらにつきましては、別紙5条申請箇所図を一緒にごらんください。

申請番号1番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積400平米。申請人、〇〇。相手方、〇〇。転用目的、自己用住宅。所要面積400平米。契約種類、使用貸借権の設定。立地条件、東・宅地、西・田（申請人）、南・道路、北・用悪水路。転用詳細、自己用住宅建設のため。建築面積90.67平米。建ぺい率22%。

申請番号2番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積951平米外4筆、合計2,137平米。申請人、〇〇。相手方、〇〇。転用目的、食品加工作業用建物用地。所要面積2,137平米。契約種類、売買。立地条件、東・田（承諾あり）、西・道路、南・里道、北・宅地。転用詳細、食品加工作業用建物用地建設のため。建築面積918平米。建ぺい率42%。

申請番号3番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積750平米外1筆、合計1,282平米。申請人、〇〇。相手方、〇〇。転用目的、食品加工作業場用地。所要面積1,282平米。契約種類、使用貸借権の設定。立地条件、東・田（申請人）、西・宅地、南・用悪水路、北・道路。転用詳細、食品加工作業場用地建設のため。

## ○事務局次長（森田由猪佳君）

それでは、5条について補足説明を行います。

申請番号1番は、〇〇さんが申請地に自己用住宅を建設するための申請であります。契約の種類は使用貸借権の設定。場所は別紙箇所図の1番です。

申請番号2番は、〇〇さんが申請地に食品加工作業用建物用地を建設するための申請であります。契約の種類は売買、代金は〇〇円、場所は別紙箇所図の2番です。

申請番号3番は、〇〇さんが申請地に食品加工作業場用地を建設するための申請であります。契約の種類は使用貸借権の設定。場所は別紙箇所図の3番です。

農地法に基づく農地転用許可の検討事項について説明します。

申請番号1番と2番の農地の区分は、おおむね10ヘクタール以上の一団の農地であり、第1種農地と判断します。第1種農地は原則不許可ですが、本件は集落接続として設置されるものであるため、転用目的は問題ないと考えます。

申請番号3番の農地の区分は、おおむね10ヘクタール以上の一団の農地であり、第1種農地と判断します。第1種農地は原則不許可ですが、本件は既存の施設の敷地拡張であるため、転用目的は問題ないと考えます。

以上です。

### ○議長（新開延孝君）

事務局より議案の朗読並びに説明が終わりました。

議案第33号について御意見、御質問はありませんか。

### ○3番（猿渡昭光君）

整理番号3番の〇〇の件で事務局をお願いをしたいと思っております。

今回申請されてある場所については、現在も食品加工場として使用されていた土地であり、事務局の指導であったろうと思います。下のコンクリート面は剥いでありますし、恐らくもうすぐまた作業しなければならない土地であると思いますので、今回、申請される土地については、もうそういうことで、実際作業してある土地でありますし、これを今さら継続審議とかなんとかしても無理だろうと思いますので、これの申請についてはやむを得んと思えますけれども、東の申請人の田の部分、これについても、次にはこれを申請しますということで、私も土地改良区の役員をしておりますが、土地改良区のほうに次に申請するとき、今回の申請地と一緒にパイプラインの移設をしますという同意書をもっていただければと思います。

ところが、この田んぼについては、今現在、耕作放棄田という形の中で、全く農地として認められるような土地ではないわけですね。これは事務局も何回か回ってあられると思います。それで、せめてこの次、この耕作放棄田の次に申請されるまでに1回ぐらい何か作物を作付できるぐらいの指導をお願いしたい。

というのは、これを認めると、すぐ近くに、職種は違いますが、もう一つのこういうふうな工場があります。そこも、とにかく申請をして転用したいという考え方があるわけですね。そこについても、何年前、これでは無理ですよ、まだ農地ではないですよという

ことで、我々はずっと農地パトロールの中で指導をしながらとめておるのが、もしこれを今の現状ですぐに認めると、じゃ、あそこは認めたとにうちは認めんやっかということで、だんだんだんだんこういう形の中での転用がなっていくと思いますので、今回の申請の分はやむを得ず認めるにしても、この申請人の耕作放棄田の解消については、事務局としても今後指導をよろしく願いしておきます。

以上です。

**○事務局長（石川時宗君）**

猿渡委員さんの言われるとおりだと思いますので、今後、私たちも是正指導を含めて対応していきたいと考えておりますので、よろしく願いします。ありがとうございました。

**○議長（新開延孝君）**

猿渡委員さん、よろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）

ほかに御意見、御質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（新開延孝君）**

お諮りいたします。御意見、御質問なしと認め、採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（新開延孝君）**

御異議なしと認め、採決いたします。

本案を承認することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

**○議長（新開延孝君）**

賛成全員であります。よって、議案第33号については提案どおり承認することに決定いたしました。

次は、議案第34号 農地移動適正化あっせん委員の指名についてを議題といたします。

事務局より議案の朗読をお願いします。

**○事務局（田中道博君）**

---

議案第34号

## 1. 農地移動適正化あっせん委員の指名について

下記農地の所有権を移転したく柳川市農地移動適正化あっせん事業実施要領の規定によりあっせん申出書を受理したので、あっせん委員の指名方付議する。

---

受理番号1番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積3,782平米。申出人、〇〇。理由、平成29年5月15日申し出（経営縮小のため）。

受理番号2番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積1,506平米。申出人、〇〇。理由、平成29年5月22日申し出（離農のため）。

以上です。

### ○議長（新開延孝君）

事務局より議案の朗読が終わりました。

本案の1番、2番は大和地区でありますので、同地区の委員にお願いしたいと思いますが、御意見、御質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

### ○議長（新開延孝君）

お諮りいたします。議案第34号の申請番号1番、2番は23番松藤和彦委員、24番松藤一利委員、25番津村利正委員、27番松藤政義委員、29番田中満義委員を指名することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

### ○議長（新開延孝君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案のあっせん委員に、申請番号1番、2番は23番松藤和彦委員、24番松藤一利委員、25番津村利正委員、27番松藤政義委員、29番田中満義委員を指名することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

### ○議長（新開延孝君）

賛成全員であります。よって、議案第34号については先ほどの5名の委員を指名することに決定いたしました。

次は、議案第35号 柳川市農用地利用集積計画についてを議題といたします。

事務局より議案の朗読をお願いします。

○事務局（田中道博君）

---

議案第35号

1. 柳川市農用地利用集積計画について

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により柳川市農用地利用集積計画を樹立したく柳川市長より決定を求められたので付議する。

---

こちらにつきましては、まず最初に、別紙、農用地利用集積事業公告概要表、所有権移転関係をごらんください。

農用地利用集積事業公告概要表。公告年月日、平成29年6月13日。

1. 所有権移転関係。利用権の種類、所有権移転。地目別、田。農用地の利用内容、水田として。面積1万7,039平米。筆数8筆。売り手5名、買い手4名。

裏面をごらんください。

各筆明細。所有権を移転する土地、所在地、〇〇、計1筆。現況、田。面積1,350平米。所有権を移転する者（売り手）、住所、福岡市中央区天神4丁目10-12。氏名、公益財団法人福岡県農業振興推進機構理事長、緒方義範。権利の種類、所有権。農用地の利用内容、水田として。所有権の移転時期、対価の支払時期、引渡の時期、いずれも平成29年6月26日。対価〇〇円。対価の支払方法、福岡県信用農業協同組合連合会本所普通口座。所有権の移転を受ける者（買い手）、整理番号1番、住所、〇〇。氏名、〇〇。外6件です。

続きまして、利用権設定関係をごらんください。

農用地利用集積事業公告概要表。公告年月日、平成29年6月15日。

1. 利用権設定関係。こちらにつきましては、合計部分のみを朗読いたしますので、6ページをごらんください。

【合計】。利用権の種類、賃借権。通年期間借地、通年。地目別・田。対象作物、水稻・麦・大豆。面積149万7,364.90平米。筆数1,073筆。関係農家数、貸し手400戸、借り手264戸。

利用権の種類、賃借権。通年期間借地、通年。地目別・田。対象作物、ハウス。面積1万220平米。筆数6筆。関係農家数、貸し手4戸、借り手4戸。

利用権の種類、使用貸借。通年期間借地、通年。地目別・田。対象作物、水稻・麦・大豆。

面積35万7,090.98平米。筆数354筆。関係農家数、貸し手90戸、借り手78戸。

利用権の種類、使用貸借。通年期間借地、通年。地目別・田。対象作物、ハウス。面積3,316平米。筆数2筆。関係農家数、貸し手2戸、借り手2戸。

合計面積、186万7,991.88平米。合計筆数、1,435筆。合計関係農家数、貸し手496戸、借り手348戸。

詳細につきましては、各筆明細をごらんください。

続きまして、利用権設定関係、農地利用集積円滑化事業をごらんください。

農用地利用集積事業公告概要表。公告年月日、平成29年6月15日。

1. 利用権設定関係（設定）【農地利用集積円滑化事業】。

こちらにつきましても、合計部分のみを朗読いたしますので、裏面の合計欄をごらんください。

【合計】。利用権の種類、賃借権。通年期間借地、通年。地目別・田。対象作物、水稻・麦・大豆。面積16万431平米。筆数38筆。関係農家数、貸し手33戸、借り手11戸。

利用権の種類、賃借権。通年期間借地、通年。地目別・田。対象作物、ハウス。面積、1万9,988平米。筆数10筆。関係農家数、貸し手4戸、借り手5戸。

合計面積、18万419平米。合計筆数、48筆。合計関係農家数、貸し手37戸、借り手16戸。

詳細につきましては、各筆明細のとおりです。

以上、今回付議された農用地利用集積計画につきましては、全て農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上です。

○議長（新開延孝君）

事務局より議案の朗読が終わりました。

議案第35号について御意見、御質問ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新開延孝君）

お諮りいたします。御意見、御質問なしと認め、採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新開延孝君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案を承認することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（新開延孝君）

賛成全員であります。よって、議案第35号については提案どおり承認することに決定いたしました。

最後に報告に移ります。

事務局よりお願いします。

○事務局（田中道博君）

---

報 告

1. 農地法第18条第6項の規定による通知について

下記農地について農地法第18条第6項の規定による通知書を受理したので報告する。

---

こちらにつきましては、合意解約に関する内容です。

受理番号1番、受理月日、平成29年4月25日。農地の所在、〇〇、地目・田、面積1,176平米。賃貸人、福岡市中央区天神4丁目10番12号、公益財団法人福岡県農業振興推進機構理事長、緒方義範。賃借人、〇〇。摘要条項、農地法第18条第6項の規定による通知。備考、離作料なし（利用権設定）。外37件です。

続きまして、12ページをごらんください。

---

2. 農地の使用貸借権設定解約届出について

下記農地について使用貸借権の設定解約届出書を受理したので報告する。

---

受理番号1番、受理月日、平成29年5月8日。農地の所在、〇〇、地目・田、面積651平米。使用貸人、〇〇。使用借人、〇〇。摘要条項、農地法第3条許可に伴う使用貸借権設定解約。備考、解約日、平成29年5月8日。外5件です。

以上で報告を終わります。

○議長（新開延孝君）



以上で議案及び報告全て終了いたしました。

これをもちまして、平成29年第6回柳川市農業委員会総会を閉会いたします。本日はまことにありがとうございました。

午後2時39分 閉会

柳川市農業委員会会議規則第13条第2項の規定により、ここに署名する。

平成29年6月12日

柳川市農業委員会会長 新 開 延 孝

会議録署名委員 高 田 一 利

〃 松 藤 政 義